

旅費規程新旧対照表

(旧)	(新)
社団法人京都府介護支援専門員会旅費規程	社団法人京都府介護支援専門員会旅費規程
平成20年4月16日制定	平成20年4月16日制定
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第1条 社団法人京都府介護支援専門員会（以下本会という） 代議員・役員・委員・職員が会務のため国内に出張する にあたって支給する旅費についてさだめる。	第1条 社団法人京都府介護支援専門員会（以下本会という） 代議員・役員・委員・ 職員 が会務のため国内に出張する にあたって支給する旅費についてさだめる。
(出張の区分)	(出張の区分)
第2条 出張は出張地により、次の通り区分する。	第2条 出張は出張地により、次の通り区分する。
(1) 遠距離出張 勤務地より片道 100 km以上	(1) 遠距離出張 勤務地より <u>直線距離</u> 片道 100 km以上
(2) 中距離出張 勤務地より片道 50 km以上 100 km未満	(2) 中距離出張 勤務地より <u>直線距離</u> 片道 50 km以上 100 km未満
(3) 近距離出張 勤務地より片道 50 km未満、又は拘束半 日（業務時間を含む）以上	(3) 近距離出張 勤務地より <u>直線距離</u> 片道 50 km未満、又 は拘束半日（業務時間を含む）以上

(旅費の種類) 第3条 旅費は、交通費、日当、宿泊費とする。 (順路) 第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により算出し支給する。ただし、やむ得ない事由により経路に変更ある場合は、実際に通過した経路による。 (出張日数) 第5条 出張日数は、用務のため要した日数をいう。ただし、前条ただし書きにより要した日数は、出張日数に加算する。 (旅費支給) 第6条 旅費の支給は、別表の通りとする。 (発着点) 第7条 旅費計算上の発着点は、実際に利用した駅又は空港とする。 (繰り上げ支給) 第8条 上級者の随行を命ぜられたときは、交通費、宿泊費を上級者に準じて格上げて支給することができる。	(旅費の種類) 第3条 旅費は、交通費、日当、宿泊費とする。 (順路) 第4条 旅費は最も経済的な通常の経路及び方法により算出し支給する。ただし、やむ得ない事由により経路に変更ある場合は、実際に通過した経路による。 (出張日数) 第5条 出張日数は、用務のため要した日数をいう。ただし、前条ただし書きにより要した日数は、出張日数に加算する。 (旅費支給) 第6条 旅費の支給は、別表の通りとする。 (発着点) 第7条 旅費計算上の発着点は、実際に利用した駅又は空港とする。 (繰り上げ支給) 第6条 上級者の随行を命ぜられたときは、交通費、宿泊費を上級者に準じて格上げて支給することができる。
--	---

(概算払い) 第 9 条 旅費は、出発前に概算額を支給することができる。 (特別費用) 第 1 0 条 出張中やむを得ない事由により特別に要した費用については、支給することができる。 (清算) 第 1 1 条 出張から帰任した者は帰着後、5 日以内に所定の清算書に必要書類を添えて提出し旅費を清算しなければならない。 第 2 章 交通費 (交通費の種類) 第 1 2 条 交通費の種類は、鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃とする。 (交通費の等級) 第 1 3 条 鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃は、別表に定める各等級に応じて支給する。	(概算払い) 第 9 条 旅費は、出発前に概算額を支給することができる。 (特別費用) 第 1 0 条 出張中やむを得ない事由により特別に要した費用については、支給することができる。 (清算) 第 1 1 条 出張から帰任した者は帰着後、5 日以内に所定の清算書に必要書類を添えて提出し旅費を清算しなければならない。 第 2 章 交通費 (交通費の種類) 第 1 2 条 交通費の種類は、鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃とする。 (交通費の等級) 第 1 3 条 鉄道運賃、航空運賃、船賃、車賃は、別表に定める各等級に応じて支給する。
---	---

(急行料金) 第14条 急行料金は、次の各号に該当した場合に支給する。 (1) 勤務地から片道 100 km以上 新幹線特急利用金又は特急料金 (2) 勤務地から片道 50 km以上 急行料金 2 遠距離出張であって、次の地点に移動する場合 (1) 50 km以上 新幹線特急利用金 (2) 30 km以上 急行料金 第15条 ただし、前条の規定拘らず許可を得た場合は、これに要した特急料金を支給することができる。 (航空運賃) 第16条 航空運賃は、航空機の利用について予め許可を得た場合に限り支給する。 (車賃) 第17条 車賃は、鉄道その他定期に運行する交通機関を利用しがたい場合、又は特に必要と認めた場合に限り支給する。	(急行特急料金) 第14条 急行特急料金は、次の各号に該当した場合に支給する。 (1) 勤務地から片道10050 km以上 新幹線特急利用金又は特急料金 (2) 勤務地から片道 50 km以上 急行料金 2 遠距離出張であって、次の地点に移動する場合 (1) 50 km以上 新幹線特急利用金 (1) (2) 30 km以上 急行料金<u>新幹線特急利用金又は特急料金</u> 第15条 ただし、前条の規定拘らず許可を得た場合は、これに要した特急料金を支給することができる。 (航空運賃) 第16条 航空運賃は、航空機の利用について予め許可を得た場合に限り支給する。 (車賃) 第17条 車賃は、鉄道その他定期に運行する交通機関を利用しがたい場合、又は特に必要と認めた場合に限り支給する。
--	---

第3章 日当・宿泊料

(日当・宿泊料)

第18条 日当、宿泊料は、別表に定めるところにより、これを支給する。

(日数の計算)

第19条 日当は、出張日数、宿泊料は、出張夜数に応じて、これを支給する。

(近距離出張宿泊)

第20条 近距離出張において会務上又は特別の事由によりやむを得ず宿泊した場合は、宿泊料に限りその実費を支給する。

第4章 雑則

(改廃)

第21条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年4月27日改訂

第3章 ~~日当~~・宿泊料

(~~日当~~・宿泊料)

第18条 ~~日当~~・宿泊料は、別表に定めるところにより、これを支給する。

(~~日数の計算~~)

~~第19条 日当は、出張日数、宿泊料は、出張夜数に応じて、これを支給する。~~

(近距離出張宿泊)

第~~20~~19条 近距離出張において会務上又は特別の事由によりやむを得ず宿泊した場合の宿泊料は~~は、宿泊料に限りその実費を別表の定めるところにより、支給する。~~

第4章 雑則

(改廃)

第~~21~~20条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行なう。

附 則

本規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成23年4月27日改訂

平成24年2月4日改訂

別表

役職	鉄道	船賃	航空 運賃	日当・宿泊費			
				遠距離		中距離	近距離
				日当	宿泊費	日当	日当
会長・ 副会長	普通 車	2等	実費	3,000 円	7,000 円	2,000 円	2,000 円
理事・委 員	〃	〃	〃	3,000 円	7,000 円	2,000 円	2,000 円
部長職	〃	〃	〃	3,000 円	7,000 円	2,000 円	2,000 円
課長職	〃	〃	〃	2,000 円	7,000 円	1,000 円	300円
係長職	〃	〃	〃	2,000 円	7,000 円	1,000 円	300円
一般職	〃	〃	〃	2,000 円	7,000 円	1,000 円	300円

別表

役職	鉄道	船賃	航空運賃	宿泊費
会長・ 副会長	普通車	2等	実費	7,000円
代議員・理 事・委員	〃	〃	〃	7,000円